

亀山市告示第134号

亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第7条第1項の規定により、富山県及び石川県における同条例の規定による市税の申告等の期限の延長（令和6年亀山市告示第28号）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から同年7月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

令和6年7月16日

亀山市長 櫻井 義之

都道府県名	指定地域
富山県	全ての市町村
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び鹿島郡中能登町